

第 26 号議案

東京都台東区松が谷福祉会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 9 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区松が谷福祉会館条例の一部を改正する条例

東京都台東区松が谷福祉会館条例（昭和50年7月台東区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、同条第4号中「第6条の2の2第2項、第4項及び第5項」を「第6条の2の2第2項、第4項及び第6項」に改め、同条第5号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。